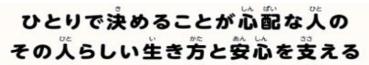


おおすみ地域成年後見センターが誕生しました!



大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町の5つの町と社会福祉法人肝付町社会福祉協議 会が共同で「おおすみ地域成年後見センター」を令和4年4月1日に肝付町福祉会館に設置し、 同月20日に開所式が執り行われました。センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどに よって物事を判断する能力に不安のある方々が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、 成年後見制度の普及、啓発、相談、その他円滑な制度利用促進のための支援を実施し、高齢者や 障がい者等の権利擁護を図ることを目的としています。

認知症の方や知的障がい、精神障がい者等の人権を尊重し、一人ひとりがその人 【事業内容】 らしく地域で安心して生活できるよう、関係機関等との連携及び協働により、成年後見制度の周 知及び相談、後見人等の受任その他各種の権利擁護のために(1)広報業務、(2)相談業務、(3)利用 促進業務、(4)後見人等支援業務、(5)その他利用促進に関する業務を行います。

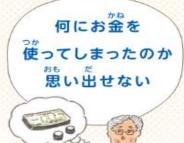


せいねんこうけん

契約を

いろいろな 手続の仕方が よくわからない







	任意後見	法定後見		
		補助	保佐	後見
	将来に 確 備える方へ	重要な手続・契約の中で ひとりで決めることに 心配がある方	重要な手続・契約などを ひとりで決めることが 心配な方	多くの手続・契約などを ひとりで決めることが むずかしい方
	ひとりで決めることが できるうちに にない SSITAMA サムでい 任意後見人を選定	いちょうの 一部の 一部の 契約・手続等の 契約・手続等の ごりが、 かり でいる こう でいる こう でいる こう でいる こう できる こう できる こう はい こう できる こう はい こう できる こう はい こう できる こう はい こう	財産上の 財産上の 重要な契約等の 同意・取消や代理	すべての契約等の
	自分で選んだ人を 自分で選んだ人を 任意後見人に することができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 「本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、 福祉関係の法人やその他の法人		

任意後見と法定後見では手続の流れが違います。

詳しくは、厚労省「成年後見はやわかり」のホームページでご確認ください。